

- ・ 社会保障協定について
- ・ 被扶養者資格の再確認について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

社会保障協定について

本年5月に外交上の公文の交換が行われ、8月1日に 日本・チェコ共和国間で社会保障協定改正議定書、日本・フィリピン共和国間で社会保障協定の効力が生じることになりました。また日本・中華人民共和国との間でも社会保障協定の署名が行われ、この協定が効力を生ずれば、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則として派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。

社会保障協定の締結の背景と目的

- ① 二重加入の防止: 「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する
- ② 年金加入期間の通算: 保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする

協定発効後に加入する社会保障制度

【原則】 就労する国の社会保障制度のみに加入

【例外】 5年以内の一時派遣: 派遣元国の社会保障制度のみに加入

就労状況 派遣期間	加入する社会保障制度
5年以内と見込まれる一時派遣	協定相手国の社会保障制度
協定相手国の事業所からの派遣 上記派遣者の派遣期間が、 予見できない事情により5年を超える場合	原則、日本の社会保障制度 両国の合意が得られた場合には、協定相手国の社会保障制度のみ
5年を超えると見込まれる長期派遣	日本の社会保障制度
日本での現地採用	日本の社会保障制度

社会保障協定の締結状況

協定発効済の国	ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ(改正議定書は8/1発効)、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク
署名済未発効の国	イタリア、フィリピン(8/1発効)、スロバキア、中国

被扶養者資格の再確認について

健康保険協会より「健康保険被扶養者状況リスト」というものが届きました。どういものかよくわからないのですが、対応は必要でしょうか。



①

健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するためのものです。リストに記載の方の被扶養者資格をご確認いただき、健康保険協会へ提出する必要があります。また、扶養削除が必要な方については、「被扶養者調書兼異動届」と「被保険者証」を同時に提出することになっています。



②

扶養の対象かどうかは、どうやって判断したらいいのでしょうか。



③

被扶養者として認定されるには、主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが必要です。

(1)被保険者と同居(同一世帯)の場合
扶養家族の年収が130万円未満(*)で、かつ被保険者の年収の1/2未満であること。

(2)被保険者と同居(同一世帯)でない場合
扶養家族の年収が130万円未満(*)
でかつ被保険者からの仕送り額

より少ないこと。 (*)年収には支払交通費含む

(*60歳以上又は障害者の場合は180万円未満



④

所得税法上の扶養親族であれば収入の確認は不要だと聞きました。具体的にどのような方でしょうか。また、所得税法上の扶養親族でない場合は、どのように確認したらいいのでしょうか。



⑤

ここでいう所得税法上の被扶養者とは「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載している方のことです。一般的には扶養家族の中で所得が38万円以下の方となります。

所得税法上の扶養親族に該当しない、または不明の場合は健康保険の扶養認定基準に該当しているか文書または口頭でご確認ください。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



作成日: 2018.6.21